

座間市告示第170号

座間市民間保育所等保育従事者給付金支給要綱を次のように定める。

令和6年12月18日

座間市長 佐藤 弥斗

座間市民間保育所等保育従事者給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に所在する民間の保育所等（以下「民間保育所等」という。）における保育士等確保の一助とするため、民間保育所等で保育に従事する保育士等に対し、予算の範囲内において座間市民間保育所等保育従事者給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 認可を受けている保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。）及び家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。ただし、居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所をいう。
- (2) 保育士等 保育所等を運営している事業者に直接雇用される者であって、次に掲げるものをいう。ただし、施設長の職にある者及び保育所等を経営する役員を除くものとする。
  - ア 法第18条の4に規定する保育士の資格を有する者
  - イ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者
  - ウ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、同法第5条に規定する看護師及び同法第6条に規定する准看護師の免許証を有する者
  - エ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の免許状を有する者
- (3) 育児休業等 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業及び介護休業をいう。

(対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者は、保育士等であって次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 民間保育所等において保育に従事する者であって、1箇月に勤務すべき時間数が120時間以上であるもの

(2) 給付金を支給する年度の末日に民間保育所等において前号に規定する要件で勤務する者であって、次条に規定する給付対象期間の翌年度においても民間保育所等において同様に勤務するもの

(給付対象期間)

第4条 給付対象期間は、各年度の4月から翌年の3月までとする。ただし、当該年度中に雇用された者についての起算月は、雇用された日の属する月の翌月（雇用された日が月の初日であるときは、雇用された日の属する月）とする。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業等により勤務しなかった日が属する月は対象外とする。

3 その他市長が不相当と認める期間は対象外とする。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、1月当たり1万円とする。

(給付金の申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、座間市民間保育所等保育従事者給付金支給申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、第2条第2号に掲げる資格を証する書類の写し及び振込先口座が確認できる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、各年度の末日までとする。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、支給を決定した場合にあっては座間市民間保育所等保育従事者給付金支給決定通知書（第2号様式）により、不支給を決定した場合にあっては座間市民間保育所等保育従事者給付金不支給決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、申請者が指定する本人名義の口座に給付金を振り込むものとする。

3 市長は、第1項の規定による支給決定を行った後、振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、振込先口座の変更が行われなかったことその他申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還等)

第8条 市長は、給付金の支給を受けた者が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたときは、給付金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により支給した給付金の返還を命じるときは、座間市民間保育所等保育従事者給付金支給決定取消通知書兼返還請求書（第4号様式）により給付金の支給を受けた者に通知するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。